

品川区行動計画推進会議設置要綱

昭和56年 6月17日区長決定 要綱第 80号

昭和57年12月28日一部改正

昭和61年 1月13日一部改正

昭和63年 7月 8日一部改正

平成 3年10月15日一部改正

平成 4年 3月31日一部改正

平成11年 4月 1日一部改正

平成13年 3月30日一部改正

平成21年10月 1日一部改正 要綱第436号

平成31年 4月 1日一部改正 要綱第214号

(設置)

第1条 区民の理解と協力を得て男女共同参画社会をめざす品川区行動計画（以下「行動計画」という。）を推進するとともに、行動計画のより一層の充実を図るため、品川区行動計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 行動計画の推進・評価に関すること。
- (2) 行動計画の充実に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は学識経験者および一般公募による者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。
ただし、後任の委員が委嘱される時まで在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第7条 会議は、会長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、原則として全会一致をもって決定する。

(部会)

第8条 推進会議は、専門的事項を協議するために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

(意見聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和56年 6月17日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年12月28日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年 1月13日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年 7月 8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。